

店舗についての情報 ※1							
フリガナ	ミエ〇〇〇イザカヤ クワナテン						
店舗名	三重〇〇〇居酒屋 桑名店						
店舗所在地	〒514-XXXX 三重県桑名市◆◆町〇〇番地						
通常の営業時間 要請前の通常の営業時間を記載してください	月曜日		時	分	～	時 分 <input checked="" type="checkbox"/> 定休日	
	火曜日		時	分	～	時 分 <input checked="" type="checkbox"/> 定休日	
	水曜日	17	時	30	分	～ 24 時 0 分 <input type="checkbox"/> 定休日	
	木曜日	18	時	0	分	～ 20 時 0 分 <input type="checkbox"/> 定休日	
	金曜日	17	時	30	分	～ 25 時 0 分 <input type="checkbox"/> 定休日	
	土曜日	17	時	0	分	～ 25 時 0 分 <input type="checkbox"/> 定休日	
	日曜日	17	時	0	分	～ 24 時 0 分 <input type="checkbox"/> 定休日	
協力日数(1) (下記の日数を集計して記入し、別紙①2/2との合計を、別紙②に記入してください)	20時まで 又は休業	6	日		認証店 21時まで	18	日

以下の日付ごとに、該当欄へ〇を入力してください。(※2)
(猶予期間を除き、いづれにも〇がつかない日がある場合は、要請に応じていないので、協力金は全店舗支給対象外です)

認証店/非認証店		非認証店	あんしん みえリア認証店			
最長の営業時間(※3)		20時を越える	20時を越え21時までに終了		21時を越える	
時短営業の状況		20時までの時短かつ酒類なし (定休日・休業含む)	20時までの時短かつ酒類なし (定休日・休業含む)	20時から21時まで通常営業(支給対象外)	20時までの時短かつ酒類提供なし(定休日・休業含む)	21時までの時短営業(酒類提供可)
まん延防止等重点措置適用期間(東紀州地域は1月31日～)	東紀州地域以外は23日まで、東紀州地域は31日まで猶予期間	1月21日(金)				○
		1月22日(土)				○
		1月23日(日)				○
		1月24日(月)				○
		1月25日(火)				○
		1月26日(水)				○
		1月27日(木)				○
		1月28日(金)				○
		1月29日(土)				○
		1月30日(日)				○
		1月31日(月)				○
		2月1日(火)				○
		2月2日(水)				○
		2月3日(木)				○
		2月4日(金)				○
2月5日(土)				○		
2月6日(日)				○		
2月7日(月)				○		
2月8日(火)				○		
2月9日(水)				○		
2月10日(木)				○		
2月11日(金)				○		
2月12日(土)				○		
2月13日(日)				○		
日数合計(○の数)				6	18	

- ※1) 複数の対象店舗を有する場合は、この様式をコピーして各店舗分を作成してください。
- ※2) 要請中の営業時間を記載してください。20時以降持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)のみとした場合は、その部分の営業時間を除外して記載してください。
- ※3) 「店舗についての情報」に記載した、最も遅くまで営業している曜日の時間を、最長の営業時間とします。(曜日ごとに判断せず、最も遅い曜日の時間で統一してください)

店舗についての情報 ※1						
フリガナ	ミエ〇〇〇イザカヤ クワナテン					
店舗名	三重〇〇〇居酒屋 桑名店					
協力日数(2) (下記の日数を集計して記入し、別紙①1/2との合計を、別紙②に記入してください)	20時まで 又は休業	6	日	認証店 21時まで	15	日

以下の日付ごとに、該当欄○を入力してください。(※2)
 (猶予期間を除き、**いずれにも○がつかない日がある場合は、要請に応じていないので、協力金は全店舗支給対象外**です)

認証店/非認証店		非認証店	あんしん みえリア認証店				
最長の営業時間(※3)		20時を超える	20時を越え21時までに終了		21時を越えている		
時短営業の状況		20時までの時短かつ酒類なし (定休日・休業含む)	20時までの時短かつ酒類なし (定休日・休業含む)	20時から21時まで通常営業(支給対象外)	20時までの時短かつ酒類提供なし (定休日・休業含む)	21時までの時短営業(酒類提供可)	
まん延防止等重点措置適用期間	全地域共通	2月14日(月)			○		
		2月15日(火)			○		
		2月16日(水)					○
		2月17日(木)					○
		2月18日(金)					○
		2月19日(土)					○
		2月20日(日)					○
		2月21日(月)				○	
		2月22日(火)				○	
		2月23日(水)					○
		2月24日(木)					○
		2月25日(金)					○
		2月26日(土)					○
		2月27日(日)					○
		2月28日(月)				○	
		3月1日(火)				○	
		3月2日(水)					○
		3月3日(木)					○
3月4日(金)					○		
3月5日(土)					○		
3月6日(日)					○		
日数合計(○の数)					6	15	

記入例

※1) 複数の対象店舗を有する場合は、この様式をコピーして各店舗分を作成してください。
 ※2) 要請中の営業時間を記載してください。20時以降持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)のみとした場合は、その部分の営業時間を除外して記載してください。
 ※3) 「店舗についての情報」に記載した、最も遅くまで営業している曜日の時間を、最長の営業時間とします。(曜日ごとに判断せず、最も遅い曜日の時間で統一してください)

【売上高方式】

店舗名

三重〇〇〇居酒屋 桑名店

- 売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを提出してください。
- 店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を、支給申請書兼請求書（第1号様式）に転記してください。
- 記入いただく「売上高」は、全て**税抜**です。また、**店内**での飲食品の提供以外は除きます（※）。
※持ち帰り（テイクアウト）、宅配（デリバリー）、指名料・同伴料、等は×

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

【まん延防止等重点措置期間（1/21～3/6）】※東紀州地域は1/31～3/6

以下の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。

※令和3年1月2日以降に開業の場合は「新規開業店特例」へ

中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）ですか？ ※要件は、申請受付要項をご覧ください。

はい

いいえ

平成31年、令和2年又は令和3年の、いずれかの1月～3月の売上高は、1日あたり75,000円を越えますか？

売上高減少額方式をご検討ください
（この方式はお使いになれません！）

はい

いいえ（下限額になります）
※売上台帳の提出も省略できます

平成31年、令和2年又は令和3年いずれかの1～3月と、令和4年の1～3月の売上高減少額が、1日あたり25万円を超えている場合は、売上高減少額方式もご検討ください。（協力金支給額が高くなる可能性があります）

21時まで・酒ありの協力日数合計

25,000円 × $\frac{33}{90}$ 日 = 小計⑩ 825,000円

20時まで、かつ酒なしの協力日数合計（※）

30,000円 × $\frac{12}{90}$ 日 = 小計⑪ 360,000円

当該店舗の支給額
(⑩+⑪)
¥1,185,000

※「20時までの時短」と「酒なし」の両方が必須です
※定休日・休業日は「20時まで、かつ酒なし」に入れてください

記入例

該当する売上台帳（提出必
以下を記入して支給額を確

令和3年1～3月の売上高	①	円	÷	90日	=	④	円	最も高いもの → 算定基準となる 1日当たり売上高 ⑦
令和2年1～3月の売上高	②	円	÷	91日	=	⑤	円	
平成31年1～3月の売上高	③	円	÷	90日	=	⑥	円	
【①、②、③の少なくとも1つを記入】								

【21時まで・酒ありの協力金額計算】

⑦ × 0.3 = $\frac{\text{売上高の3割}}{\text{千円未満切り上げ}} \times \frac{\text{協力金の日額 ※1}}{\text{(下限25,000円、上限75,000円)}} \times \frac{\text{協力日数合計}}{33 \text{日}} = \text{小計⑧}$

【20時まで、かつ酒なしの協力金額計算】

⑦ × 0.4 = $\frac{\text{売上高の4割}}{\text{千円未満切り上げ}} \times \frac{\text{協力金の日額 ※2}}{\text{(下限30,000円、上限100,000円)}} \times \frac{\text{協力日数合計 (※)}}{12 \text{日}} = \text{小計⑨}$

※「20時までの時短」と「酒なし」の両方が必須です
※定休日・休業日は「20時まで、かつ酒なし」に入れてください

- ※1 売上高の3割を基に、下限は2万5千円、上限は7万5千円
- ※2 売上高の4割を基に、下限は3万円、上限は10万円

⑧ + ⑨ =

当該店舗の支給額